

新型コロナウイルス感染症の影響に係る

固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者・小規模事業者が所有する事業用家屋・償却資産の令和3年度固定資産税を、事業収入の減少幅に応じて軽減します。

【軽減対象】

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する令和3年度固定資産税

(※住宅用家屋、土地は対象になりません。)

【対象要件】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入合計の対前年同期比

売上減少率	軽減割合
30%以上 50%未満減少	2分の1軽減
50%以上減少	全額免除

【申告の流れ】



- ①
1. 中小事業者等であることの確認(法人の場合)
 2. 事業収入の減少の確認
 3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

- ③
- 認定経営革新等支援機関等が確認した証明書及び同機関に提出した書類一式
1. 中小事業者等であること
 2. 事業収入が一定程度落ちこんでいること
 3. 事業の用に供している資産であること

(認定経営革新等支援機関等)

- ・ 国の認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、金融機関など
- ・ 商工会議所、商工会など

※くわしくは、中小企業庁 HP をご覧ください。

【対象となる事業者】

中小事業者・小規模事業者とは。

1. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合

※ただし、大企業の子会社等(下記のいずれかの要件に該当する企業)は対象外となります。

1. 同一大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人